

税務講座 ③②

## 標準勘定科目(18)……繰延資産の表示

森税務会計事務所 所長  
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長  
税理士・行政書士  
森 剛一

### ■ 商法上の繰延資産

すでに代価の支払が完了し、または支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を「繰延資産」といいます。繰延資産は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上に計上します。繰延資産は、換金性がなく、資産性に乏しいものの、費用を期間配分するために貸借対照表に計上される「擬制的」な資産です。

商法では、繰延資産を、創立費、開業費、開発費、試験研究費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、建設利息に限定しています。このうち、新株発行費から建設利息までは、有限会社に適用されません。なお、創立費のことを法人税では「創業費」と規定していますが、内容的にはほぼ同じです。

法人税では、商法上の繰延資産については、社債発行差金を除いて「任意償却」することができます。任意償却の場合、未償却残高をいつでも償却することができますので、たとえば、創立費については、法人設立後、赤字の事業年度の間は償却しないで、黒字になった事業年度から償却して損金算入することもできます。

消費税では、商法上の繰延資産について、償却のときではなく、課税仕入れを行った日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行います。ただし、創立費のうち、登録免許税、定款認証料は課税仕入れとなりません。

### ■ 税法固有の繰延資産

法人税法では、商法で定める繰延資産のほか、「法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」を税法固有の繰延資産として繰延資産に含めています。これに対して、商法では、繰延資産の範囲を限定的に捉えています。

そこで、財務諸表における表示では商法に配慮し、税法固有の固定資産のうち公共施設利用権など利用権と解することができるものは無形固定資

表. 繰延資産の表示と仕入税額控除

| 内容              | 区分・勘定科目            | 仕入控除             | 償却期間                  |
|-----------------|--------------------|------------------|-----------------------|
| 創立費             | 創立費                | ○ (×登録免許税・定款認証料) | 任意償却                  |
| 開業費             | 開業費                | ○                |                       |
| 開発費             | 開発費                | ○                |                       |
| 試験研究費           | 試験研究費              | ○                |                       |
| 新株発行費           | 新株発行費              | ○                |                       |
| 社債発行費           | 社債発行費              | ○                |                       |
| 社債発行差金          | 社債発行差金             | × (非課税)          | 社債期間                  |
| 建設利息            | 建設利息               | × (非課税)          | 任意償却                  |
| 公益的施設・共同的施設の負担金 | 土地改良事業受益者負担金、施設利用権 | ○                | 施設等の耐用年数の70%※         |
| 資産賃借のための権利金     | 借家権、機器賃借権          | ○                | 5年(ただし、更新料がある場合は賃借期間) |
| 役務提供のための権利金     | ノウハウ               | ○                |                       |
| 広告宣伝用資産の贈与費用    | 繰延広告宣伝費(長期前払費用)    | ○                | 資産の耐用年数の70%(最高5年)     |
| その他自己便益のための費用   | 客土                 | ○                | 3年                    |
|                 | 有形固定資産             | 繰延生物             | ○                     |

※公共的施設で負担者専用でない場合は40%。

産とします。一方、利用権と解することができないものについては、一般に「長期前払費用」として取り扱うことが多いようです。

しかしながら、消費税法では、本来の長期前払費用については、対価を支払っても支払った時点では課税仕入れとなりません。これは、継続的に役務を受ける場合、実際に役務の提供を受けた時点で課税仕入れが行われたことになるからです。これに対して、税法固有の繰延資産については、かりに長期前払費用として資産計上した場合であっても、資産計上した時点で課税仕入れとなり、取扱いが異なります。

したがって、税法固有の繰延資産については、長期前払費用とするのではなく、「繰延広告宣伝費」、「繰延生物」、「客土」といった勘定科目で資産計上し、資産計上の時点で課税仕入れとすることを勧めます。

税法固有の繰延資産については、法人税基本通達においてその償却期間が定められています。繰延生物のように償却資産の定めのないものは、個別に見積もって計上することになりますが、地域における標準的な取扱いを参考とするとよいでしょう。また、客土については、その効果が3年以上に及ぶ場合、3年で償却するのが一般的です。

使ってください  
法人協会

### 日本農業法人協会傷害保険制度のご案内

今年で7年目を迎える日本農業法人協会傷害保険制度のご案内です。この保険は、当協会を窓口とする団体加入となっていることから、「保険料が安いこと」「年齢制限がないこと」「従業員だけでなく、経営者やパートの方にもご加入いただけること」「中途加入もでき、手続きが簡単なこと」等、他の保険にはないメリットが盛りだくさんです。10月1日から1年間の掛け捨ての保険となっておりますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。当協会HPにも詳細等掲載しておりますが、詳しい事務のしおりをご覧になりたい方は担当までご連絡ください。

加入申込締切は9月17日(金)です。  
(担当:佐伯)

### <図書のご案内>

(財)農林水産長期金融協会から『金融機関融資担当者向けの16年度版農業税制解説書』が発刊されましたのでご案内します。

ご購入希望の方は、下記にて申込み(FAX可)下さい。定価(税込み)1,100円。

記

[宛先]

(財)農林水産長期金融協会 宛  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-9-3  
TEL:03-3241-8204  
FAX:03-3270-2688

「アグリビジネス経営塾」215号  
2004年9月9日発行

発行:  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001



Tel: 03-5156-0365 Fax: 03-5156-0366  
E-mail: hojin@nca.or.jp  
HP: http://www.hojin.or.jp/